

令和元年 6 月 1 日

関係各位

NPO法人日本躰道協会  
理事長 板山 宜弘  
運営局長 岡本 衛

## NPO法人日本躰道協会加盟団体の大会開催承認について

謹啓 青葉若葉の候、益々ご清祥のことと存じます。

大会開催手続き・承認について下記の内容をご連絡しますので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

### 【大会承認手続きフロー】

- I. 各県地区、ブロック、及び大学等が主管となり大会を開催する場合は「大会開催申請書」を大会開催日の2ヶ月前までに日本躰道協会事務局に提出する。
  - ※ 大会要項を必ず添付する事。
  - ※ 公認審判派遣については、予め主催者側から公認審判員登録者に打診し、日本躰道協会事務局に審判員申請書を提出すること。
- II. 日本躰道協会審判局は、審判員申請書の内容を確認した後に正式に大会審判員依頼を行う。
- III. 承認料の支払いについては大会開催の2週間前まで行うこと。日本躰道協会は「大会開催申請書」の内容と大会種別・開催規模に対応した承認料入金の確認が取れた日から1週間以内に「大会開催許可書」を発行し承認する。

承認料は以下のとおりである。

- ・地区大会： 参加選手 150 名未満であれば、参加選手人数×100 円  
参加選手 150 名以上であれば、一律 15,000 円
- ・ブロック大会： 30,000 円

ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュー店）

当座 0040646

名義 特定非営利活動法人 日本躰道協会

IV. 日本躰道協会事務局は、IIの文書を開催団体に発行する。

V. 開催団体は、大会終了後速やかに報告書、及び可能であればHP掲載のため写真（画像）や結果を日本躰道協会に提出する。（書式フリー）

※日本躰道協会が承認した大会の公認審判員は、正式に審判実績としてカウントされます。

※日本躰道協会が承認した大会は、日本躰道協会のHPに載せ宣伝・結果報告をさせて頂く予定です。